の国会職員以外の国会職員（以下この項において「減額改定対象国会職員」という。）となった者（平成二十二年四月一日に減額改定対象国会職員であった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象国会職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日）において減額改定対象国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（国会職員の給与等に関する規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象国会職員以外の国会職員であった期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数）を乗じて得た額

給料表

特別給料表

職名又は職務の級	号給
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一号給から五号給まで

行政職給料表(一)

一級	一号給から九十三号給まで
二級	一号給から六十四号給まで
三級	一号給から四十八号給まで
四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで
七級	一号給から四号給まで

行政職給料表(二)

一級	一号給から百八号給まで
二級	一号給から七十二号給まで
三級	一号給から六十四号給まで
四級	一号給から三十六号給まで
五級	一号給から二十号給まで

速記職給料表

一級	一号給から六十五号給まで
二級	一号給から六十四号給まで
三級	一号給から四十八号給まで
四級	一号給から二十三号給まで
五級	一号給から一号給まで
六級	一号給から九号給まで

議院警察職給料表

一級	一号給から九十二号給まで
二級	一号給から七十二号給まで
三級	一号給から五十六号給まで
四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで

二　平成二十二年六月一日において減額改定対象国会職員であった者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

2　平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であった者から引き続き新たに国会職員となった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に関する読替え）

第三条　平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に対する第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定の適用については、同項中「当該特定国会職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十二年十一月二十六日両院議長決定）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号給の調整）

第四条　平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない国会職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び特別給料表、指定職給料表又は特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員を除く。）のうち、平成二十二年一月一日において国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定により昇給した国会職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）その他当該国会職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十三年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

2　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十三条に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。